

令和２年３月２４日

長久手市新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた会議及び行事等
等の中止又は延期について（第２弾）

本市においては、令和２年２月２６日に「会議及び事業等の中止又は延期の判断及び対応方針」を示し、新型コロナウイルス感染症対策を実施してきましたが、現時点においても愛知県内で感染者が継続して発生している状況下にあることや、専門家会議でも「これまでの努力を続けなければ、クラスターの大規模化や感染の連鎖、さらには地域でオーバーシュートが生じる可能性がある」と指摘されています。これらの意見を踏まえ、本市の主催・共催する会議、行事等についても、令和２年４月３０日までの期間における実施の判断及び対応の方針は、下記のとおりとする。

記

- 1 参加する人が特定できない会議、行事等については、中止又は令和２年５月１日以降の延期とする。
- 2 参加する人が特定できる会議、行事等についても、感染すると重症化のおそれがある高齢者、基礎疾患保持者、妊婦等が参加するも

のは、中止又は令和 2 年 5 月 1 日以降の延期を担当課において状況に応じ判断する。

3 上記 1、2 にかかわらず、実施せざるを得ない会議、行事等については、各担当課で判断する。

4 会議、行事等を開催する場合は、会場でのアルコール消毒、手洗い、咳エチケットを徹底するほか、換気が悪く、多くの人が密集し、近距離での会話や発声が行われるという 3 つの条件が同時に重なるような場を避けるよう感染防止策を行う。